



お知らせ

合志市内中小企業等 新入社員合同研修会

市内中小企業の新規採用社員を対象とした研修会を開催します。

▼とき 4月16日（水）

午前10時～

▼ところ

グイール2階研修室

▼対象

市内に事業所を有する中小企業などの採用後1年未満の社員（ビジネスマナー講習会は採用後1年以上の人も参加できます）

▼内容

社会情勢などの講義
ビジネスマナー講習会

▼参加費 無料

▼申込期限 4月4日（金）

申込書を提出してください。

国民年金 こんなときには届け出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届け出をしないと年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合もありますので、必ず届け出をしましょう。届け出には、年金手帳と印鑑が必要です。

▼第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の人など

▼第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員

▼第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

届出が必要なとき	異動の内容
20歳になったとき（厚生年金や共済組合加入者を除く）	第1号被保険者となります
退職したとき（厚生年金や共済組合加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者へ変更（第3号被保険者に該当する場合を除く）
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済組合を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更

▼問い合わせ先

健康づくり推進課

国保年金班（西合志庁舎）

☎（242）1183

熊本市西年金事務所

☎（355）3261

国民年金後納制度で 将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより将来の年金額を増やすことができる制度です。また、年金を受給できなかった人は後納制度を利用することで年金を受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れた保険料がある人はご利用ください。後納制度は平成27年9月30日まで利用できます。すでに後納制度を申し込んだ人は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付してください。なお、使用期限までに納付できなかった人で4月以降の納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行しますのでお問い合わせください。

▼問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570（011）050

熊本市西年金事務所

☎（355）3261



▼登録条件

(1) 市内に本社 of 法人登記がある法人事業所

(2) 市内に住民登録がある代表者が経営する個人事業所

※(1)(2)の事業所でも、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

・市内に主たる事業所または住所を有しないもの

・成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ていないもの

・合志市競争入札参加資格者名簿に登録しているもの

・登録業種に係る契約を履行するために必要な資格、免許などを有しないもの

・市税など滞納しているもの

▼申請書類

・登録申請書（財政課にあり。市ホームページからもダウンロードできます。）

・登録希望業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し

・商業登記簿謄本の写し（法人の場合）

・印鑑証明書（法人の場合）

・住民票（個人の場合）

・完納証明書（市税などに係る未納がない証明書）

▼受付場所

財政課で随時受付

午前8時30分～午後5時
土・日・祝日は除く

▼問い合わせ先

財政課 財政班（合志庁舎）

☎（248）1667

合志市奨学資金貸付制度

向学心に富み有能な素質を有する学生・生徒で『経済的』理由により修学が困難な人に奨学金の貸付を行います。

▼資格

・奨学生の保護者が市民であること

・大学、高等専門学校、高等学校および専門学校に在学中であること

・経済的理由で学費の支払いが困難であること

・日本学生支援機構、その他（地方公共団体・公益法人・学校法人など）の奨学金の貸付を受けていないこと

▼条件

・貸付利率は無利子

・貸付金の償還が遅滞なくできること

・滞納した場合、延滞利息が生じる

▼貸付期間

奨学生が在学する学校を卒業するまで

▼貸付金額

区分	大学の学生・専門学校生 高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する学生を含む		高等学校の生徒 高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する学生を含む	
	国公立	私立	国公立	私立
金額	月額 23,000円	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 23,000円

▼提出書類

①奨学資金申請書②奨学生推薦書③保証書（連帯保証人2人）④家族調書⑤家族全員の住民票（世帯主・続柄の記載のあるもの）⑥家族全員の所得証明書⑦在学証明書

▼申請期間

4月1日（火）～30日（水）

学校教育課まで提出

※申請希望者は、個別に制度や書類の書き方について説明しますので、学校教育課にお越しください。

▼問い合わせ先

学校教育課 総務施設班（西合志庁舎）

☎（242）1112

障がい者福祉施設 製品展示販売会

市内の障がい者福祉施設で行なわれているさまざまな事業の紹介や製品などの展示・販売会を開催します。

▼とき 3月18日（火）

午後10時～午後3時

▼ところ

グイールロビー

▼問い合わせ先

福祉課 障がい福祉班（西合志庁舎）

☎（242）1149

身体障害者手帳の 認定基準が変わります

4月から身体障害者手帳の認定基準が変わります。

	3月まで	4月から
ペースメーカー 入れた人	一律1級に 認定	1、3、4級の いずれかに認定
人工関節を入れた人	股関節 膝関節	一律4級に 認定
	足関節	一律5級に 認定
		4、5、7級、非 該当のいずれかに認定
		5～7級、非 該当のいずれかに認定

これから出産する人へ

出産の際、経済的な理由により入院することが困難な人は、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

▼対象

・生活保護を受けている人

・市民税非課税世帯（同居親族なども含む）

※利用施設・自己負担額などの詳細は、お問い合わせください。

▼申し込み・問い合わせ先

子育て支援課（西合志庁舎）

☎（242）1159

平成26・27年度小規模工事 等契約希望者登録を受付

小規模工事登録制度は、市が発注する小規模工事（維持工事、修繕などの実施金額が50万円以下で内容が軽易なもの）の受注希望者をあらかじめ登録し、発注の際には積極的に業者選定の対象とする制度です。

今回は平成26年度、27年度分の登録申請になりますので、前回登録した事業所も登録申請が必要です。

▼経過措置

3月末までに作成された診断書・意見書により6月末までに申請すれば、従前の基準で認定します。

▼問い合わせ先

県福祉総合相談所

☎（381）4464

必ずチェック最低賃金

熊本県の最低賃金が改正されました。詳しくはお問い合わせください。

地域別最低賃金	
熊本県最低賃金	664円
産業別最低賃金	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具など	717円
自動車・同附属品製造業、船舶製造業・修理業など	767円
百貨店・総合スーパー	703円

地域別最低賃金は平成25年10月30日から、産業別最低賃金は平成25年12月15日から効力が発生しています。

▼申し込み・問い合わせ先

労働局労働基準部賃金室

☎（355）3202